第一章　名称及び目的

第一条　本会は、調布市立多摩川小学校ＰＴＡ（以下、「本会」と記載。）と称し、本部事務局を調布市立多摩川小学校（以下、「多摩川小」と記載。）に置く。

第二条　本会は、学校と家庭と地域社会とが互いに協力して児童が心身ともに健全で幸福な成長をするよう努力するとともに、会員相互の親睦を図り、教養を高めることを目的とする。

第二章　方針

第三条　本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動するものとする。

一　学級学年を基盤として活動するとともに目的を同じくする他の団体や機関と協力する。

二　政党、宗教にかたよることなく、また、個人的営利を目的とするような行為は行わない。

三　学校の人事、運営、管理に干渉しない。

第三章　内容

第四条　本会は、第二条の目的を達成するため、次の活動をするものとする。

一　よい保護者、よい教師となるよう会員の教養の向上を図る。

二　家庭と学校との緊密な協力によって、児童の生活の向上を図る。

三　児童の生活環境をよくすることに努める。

第四章　会員

第五条　本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

一　多摩川小に在籍する児童の保護者、またはこれに代わるもの。

二　多摩川小に勤務する教職員。

第六条　会員は本会運営を協力し合い支えるため、原則として会員全員が会費を納めるものとする。

一　会費は、年額千七百円也（一家庭）とする。
　　ただし、特別の事情があるものについては、これを減免することが出来る。

第七条　転入学を含む入学時、入会申込書の提出および会費の納入をもって入会とみなし、児童が多摩川小に在籍する間、退会しない限り会員とするものとする。

第五章　経理

第八条　本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁されるものとする。

一　会費の納入方法は、原則として、会員が指定する金融機関より自動振替で一括納入される。

第九条　会計は、総会において承認された予算案に基づいて行われるものとする。

第十条　本会の決算は、会計監査員の監査を経て総会に報告され承認を得るものとする。

第十一条　会計年度は、開始を毎年四月一日とし、翌年三月三十一日をもって終了とするものとする。

第六章　役員及び委員

第十二条　本会に次の役員及び委員を置くものとする。

一　役員

会長	父母、その他保護者	一名	（計一名）
副会長	父母、その他保護者	三名以上	
教員		一名	（計四名以上）
書記	父母、その他保護者	二名	
教員		一名	（計三名）
会計	父母、その他保護者	二名	
教員		一名	（計三名）

学校開放運営委員	父母、その他保護者	二名	
	教員	二名	（計四名）
健全育成推進対策委員	父母、その他保護者	二名	
	教員	二名	（計四名）

二　委員

学級委員　（１、２、３年は各学級五名、４、５、６年は各学級四名）

校外委員　（各地区二名以上）

第十三条　役員及び委員は、次の職務を行うものとする。

一　会長は、本会を代表して会務を総括する。

二　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

三　書記は、総会、役員会、運営委員会の記録を取り、また会務の遂行に必要な庶務を行う。

四　会計は、本会会計全般の事務にあたり、年次総会において決算報告を行う。
五　役員は任期終了後、学級委員及び校外委員の職務を免除する。
六　学級委員は、担任教員の学級運営に協力するとともに会の事業の運営に協力し、会員相互の親睦を図る。
七　任期終了後会長に弐千円の商品券を贈呈する。
二年継続の場合は、二年目退任する時に贈呈する。

第十四条　役員及び委員は、次の方法により選出するものとする。
一　役員は、選考委員会が決定した選考方法により選出され、総会の承認を得て決定する。
二　会長がその就任期間中に事故、又はその他の事情により、職務続行不可能の事態が生じた場合には、選考員会は、本部事務局より新会長を選出、運営委員会の承認を得て決定し、これを会員に報告する。
会長不在の期間は、第十二条第二項に遵い副会長がその職務を代行する。
三　会長以外の役員に欠員が生じ、また運営委員会が補充の必要を認めた場合は、選考委員会は、候補者を選出、運営委員会の承認を得て決定し、これを会員に報告する。
四　学級委員は各学級につき、次に列挙される計五名を選出する。
ただし、４、５、６年については、選考委員を除く計四名を選出する。
運営委員　　二名
広報委員　　一名

第十五条　役員の任期は通算で最大３年とする又、同一役職は２年までとする。
委員の任期は１年とする。
役員に欠員が生じた場合は、第十四条第二項および第三項に遵い後任者を決定し、その任期は、前任者の残りの期間とする。（教職員はその限りではない。）

第七章　会計監査委員

第十六条　本会会計を監査するために、二名の会計監査員を置くものとする。

第十七条　会計監査員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

第十八条　会計監査委員は、前年度の会計担当役員が就任するものとする。
一　前年度の会計担当役員が事情により就任不可の場合は、前年度役員会で協議の上、後任者を決定し、その任に就く。

第十九条　会計監査員の任期は一年とする。

第二十条　　会計監査員は役員、委員との兼任をできない。

第八章　選考委員会

第二十一条　　選考委員の選出及び活動は、次のとおりとする。

一　選考委員の選出

・１年、２年、３年の各学級の中から互選により一名の委員を選出する。

・教職員の中から互選により一名の委員を選出する。

・委員は、互選により委員長を選出する。

二　選考委員は、役員の候補者になることはできない。

三　選考委員は、委員会を構成し、役員の候補者を総会の三日前までに、本人の了解を得て会員に知らせなければならない。

四　次年度の役員の選出方法は、その年の選考委員が決める。

五　選考委員は、その任務を終了したときに解任される。

第九章　会議

第二十二条　　本会の会議は次のとおりとする。

一　　総会

二　　役員会

三　　運営委員会

四　　学年委員会

五　　学級会

六　　専門委員会

第二十三条　　総会は、全会員をもって構成され、次のとおりとする。

一　本会の最高執行機関として次のことを議決する。

・年度内の決算報告ならびに承認。

・年間事業計画の承認ならびに年度予算の承認。

・役員ならびに会計監査員の承認。

二　総会は、毎年一回春季に会長がこれを招集する。ただし、会長が緊急の必要があると認めたときは、臨時総会を招集することができる。

三　総会成立要件は全会員の１／３以上の出席とする。
ただし、委任状を認めるものとする。

四　議決は総会参加者の過半数の承認を要する。

第二十四条　　役員会は、役員をもって構成し、会務の執行機関として次のことを処理する。

一　総会で議決された事項

二　緊急を要する事項

第二十五条　運営委員会は、役員及び各学級運営委員二名、各専門委員及び選考委員代表一名を持って構成され、次のとおりとする。

一　運営委員会は、会の代表機関であり、次のことを処理する。

・総会に提出する議案

・会員からの提案事項

・会員相互の連絡実務にあたる事項

・必要に応じて委員会を設ける事

・運営に関する細則の制定改廃

・その他、第二十四条第二項にかかる緊急を要する事項

二　運営委員会は随時開かれ、委員の三分の一以上の出席を原則とする。
議決は多数決による。

第二十六条　学年委員会は学級委員によって構成され、学年会の運営にあたるものとする。

第二十七条　学級会は学級の全父母と担任を持って構成し、四名以上の学級委員によってされるものとする。

第二十八条　本会の活動に必要な事業を行う専門委員会として、広報と校外委員会、ベルマーク委員会を置くものとする。

一　広報委員会は、各学級委員一名をもって構成され、会報発行等広報活動を行う。

二　校外委員会は、各地区より二名以上の校外委員をもって構成され、児童の校外生活の保護指導に関する計画を立て、校外活動を行う。

三　ベルマーク委員会は、各学級委員一名を持って構成され、児童のより良い学校生活のためにベルマーク運動の普及・ベルマークの回収・集計・物品との交換を行い、その内容を会報を通し会員報告する等ベルマーク活動を行う。

四（一）　委員長就任した者は、それ以降、原則として専門委員会の役員に就任する事はできない。
ただし、本人の意思がある場合はその限りではない。

（二）　委員長在任時に未就学児がいる場合、その未就学児が入学後も、同様に専門委員会の役員に就任する事はできない。
ただし、本人の意思がある場合はその限りではない。

（三）　四役（委員長・副委員長・会計・書記）に関しても、（一）（二）の会則を適用する。

第二十九条　校長、副校長はすべての会議に出席して意見を述べることができるものとする。

第三十条　本会の運営に関し、必要な規定、内規は、会則に反しない限りに、運営委員会の議決を経て定めるものとする。

第十章　付則

第三十一条　本会則は昭和四十六年六月二十六日より実施する。
第三十二条　本会則は、内規（慶弔）を定め、施行する。
第三十三条　本会則は、昭和五十二年五月十七日一部改正し、施行する。
第三十四条　本会則は、昭和五十八年五月二十七日一部改正し、施行する。
第三十五条　本会則は、昭和六十一年四月二十六日一部改正し、施行する。
第三十六条　本会則は、昭和六十二年五月十六日一部改正し、施行する。
第三十七条　本会則は、平成五年五月二十日に一部改正し、施行する。
第三十八条　本会則は、平成七年五月二十日一部改正し、内規（同好会）を定め、施行する。
第三十九条　本会則は、平成十一年四月十七日一部改正し、施行する。
第四十条　本会則は、平成十五年三月七日一部改正し、施行する。
第四十一条　本会則は、平成十八年二月十五日一部改正し、施行する。
第四十二条　本会則は、平成二十三年四月二十八日一部改正し、施行する。
第四十三条　本会則は、平成二十四年十月十七日一部改正し、施行する。
第四十四条　本会則は、平成二十五年四月二十六日一部改正し、施行する。
第四十五条　本会則は、平成二十七年五月三十一日一部改正し、施行する。
第四十六条　本会則は、平成二十八年五月三十一日一部改正し、施行する。
第四十七条　本会則は、平成三十年四月一日一部改正し、施行する。
第四十八条　本会則は、令和二年四月十七日一部改正または追加し、内規（個人情報保護）を定め、施行する。

（内　規）

慶弔にかかる内規

第一条　死亡弔慰金

一　児童父母（又は保護者）及び職員が死亡した場合は、香料五千円を供えて弔意を表する。

二　本校児童が死亡した場合は、会員に準ずる。

第二条　災害見舞金

児童及び会員が不慮の災害にあった場合には、五千円の見舞金を贈る。

第三条　病気見舞

本校児童、職員が一ヶ月以上の疾病にかかり、または、障害を受け欠席した場合は、五千円の見舞金を贈る。

第四条　功労

会員・児童以外でも、ＰＴＡ活動及び、学校活動に著しい貢献があった人物（範囲は配偶者まで）には、役員会で協議の上処理できるものとし、運営委員会の承認を得て、これを会員に報告し、当該功労者に贈る。

一　支出は「本部活動費」から、最大五千円までとする。

同好会にかかる内規

第一条　同好会は保護者有志の希望によって結成し、自主的に活動することができるものとする。
一　結成及び存続については、運営委員会で議決する。

第二条　同好会は、年度始に、前年度活動実績と当該年度活動計画をＰＴＡ本部に報告するものとする。

第三条　同好会の活動費として、ＰＴＡ会費より、各同好会に一定の補助金を支給するものとする。
一　第二条の報告と引き換えに支給する。

第四条　その他必要な事項については、役員会及び運営委員会で協議し、決定するものとする。

個人情報保護にかかる内規

第一条　本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本会則及び内規に記載された目的及び活動のために使用するものとする。

第二条　本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本会で適切に管理し、会員の退会時に破棄するものとする。

第三条　本会が取得及び保持する会員の個人情報について、本人から開示、訂正又は削除等の申し出があったときは、速やかに対応するものする。

第四条　本会が取得及び保持する会員の個人情報を第三者に提供する場合には、本人の同意を得るものとする。